

社会福祉法人江刺保育園
役員等報酬規程

社会福祉法人江刺保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江刺保育園(以下「当法人」という)定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」とする)及び評議員(以下「役員等」とする)、第三者委員、評議員選任・解任委員(以下「その他の役員」とする)、の報酬等について定めたものとする。

(役員、役員等の報酬)

第2条 当法人の役員、役員等及びその他の役員に対して以下の業務を行った場合、報酬を支給する。

2 報酬を支給する業務は以下の業務とする。理事長業務(専決業務等)、評議員会、理事会、監査、指導監査立会、苦情解決業務、その他の会議(以下会議等とする)に出席した場合に支給する。ただし、理事の報酬の支給額は月額100,000円を超えない額とする。並びに監事の報酬の支給額は月額100,000円を超えない額とする。その他の役員も月額50,000円を超えない額とする。また、役員、役員等及びその他の役員であることに対しての報酬は支給しない。

3 施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

4 報酬の額は江刺保育園法人役員旅費等支給規程に基づいて支給する。

(旅費の支給)

第3条 当法人の役員、役員等及びその他の役員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議等に出席した場合、旅費を弁償する。

2 江刺保育園法人役員旅費等支給規程に基づき、旅費を支給する。

3 施設長等の施設職員が役員の場合は江刺保育園職員旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. この規程は、第1条から第3条まで全面的に改正する。

平成29年10月10日から施行する。

3. この規程は、第2条2項を改正する。

令和3年5月21日より施行する